

東京高裁が勝利判決！ 不当労働行為を3件→8件に拡大！

5月30日、東京高等裁判所第23民事部は、大阪第一車両所分会が1995年に救済を申し立てていた「組合掲示物の不当撤去」の行政訴訟控訴審において、東京地裁の判決を上回る組合側の勝利判決を下しました。

東京高裁はその判決の中で、撤去要件に該当するかどうかを検討するにあたって、次のように細かく認定しています。

会社はこの認定をよお見い！

- ◎ 掲示物が全体として何を訴えようとしているのかを考慮すべきであって、掲示物の記載内容のうち細部の記載内容のみにとらわれてはならない。
- ◎ 掲示が実質的に会社に与える支障の内容、程度、さらには、記載内容が真実であるのか。
- ◎ その記載された内容や意見が前提としている事実が真実とは認められない場合であっても、組合がその事実や意見を記載したことに相当の根拠、理由があるのかどうかを検討する必要がある。
- ◎ 掲示板の設置されている場所、ひいてはその主たる読者が誰であるのかという事情を考慮する必要がある。

事実認定が確定！会社は不当労働行為を謝罪しろ！

